

令和元年6月26日現在

機関番号：32513

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03267

研究課題名(和文) 占領下の沖縄における「法の雑居」と裁判

研究課題名(英文) The Mixed Legal System in Okinawa during the U.S. Occupation

研究代表者

中網 栄美子 (NAKAAMI, Emiko)

秀明大学・学校教師学部・講師

研究者番号：10409724

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は占領下の沖縄における「法と裁判」について、アメリカ合衆国による軍政と琉球政府による民政(自治)の相克を踏まえ、その実態を明らかにすることを目的とする。琉球列島米国民政府(USCAR)記録中の「法務局文書」につき、日本国内では国立国会図書館と沖縄県立文書館において公開が始まったばかりである。これらの資料群のうち「Clemency Action Case」は、交通違反、窃盗、暴行・傷害、売春などの前科ある者が高等弁務官に対して赦免や減刑など寛大な措置を求める嘆願書が多数綴られている。彼らが罪を犯すに至った状況や、罪の赦しを求める理由が当時の時代背景を反映し大変興味深い内容となっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

当時の沖縄は、「法」については琉球列島米国民政府(USCAR)の発する法令、琉球政府・立法院が制定する法令、明治憲法下の旧法令などが並存する「法の雑居」状態にあった。「裁判」については琉球政府の司法機関たる琉球民裁判所と、USCAR裁判所が存立し、USCARの高等弁務官は琉球民裁判所の判決や決定につき移送の権限を有していた。

このような「法の雑居」と「二つの裁判所」という特異な状況下において裁判で具体的に争われた事例から当時の状況を明らかにする研究を行った。特にUSCAR法務局文書などを手掛かりに研究を進め、これまで触れられなかった恩赦委員会資料などに光を当てることに成功した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this academic research is to analyze and review the reality of "Law and Justice" in Okinawa during the U.S. Occupation, when the military rule by the U.S and the civilian rule by the local Ryukuans coexisted in a state of political tension.

In Japan, enormous amounts of materials by Legal Affairs Department of USCAR (United States Civil Administration of the Ryukyu Islands) were recently open to public both in the National Diet Library and in Okinawa Prefectural Archives (except for files containing the personal information). Among those materials, the clemency action files include numerous petitions to U.S. High Commissioner for pardons from ex-convicts who committed crimes such as traffic violation, theft, assault, battery or prostitution. Those documents show the background on why they committed those crimes and also the reason why they made petitions. Those documents have extremely interesting contents, which mirrored the social conditions at that time.

研究分野：日本法制史

キーワード：法の雑居 GHQ USCAR 法務局 民裁判所 琉球上訴裁判所 Clemency 赦免

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

沖縄では昭和 20 (1945) 年の米国海軍軍政府布告第 1 号 (ニミッツ布告) により軍政が施行され、昭和 25 (1950) 年琉球列島米国民政府 (USCAR) の設立をもって部分的ながら民政への移行が図られている。沖縄住民側の組織としては、昭和 27 (1952) 年に琉球政府が設立され、USCAR 支配下の制限された自治とはいえ、立法院・行政府・民裁判所の三権が備えられた。しかしながら、琉球政府・立法院の誕生をもって法令が一元化されたわけではなく、依然、USCAR による布告・布令・指令・命令等が存在し、琉球政府・民裁判所では大日本帝国憲法下に制定された (本国では既に旧法令となった) 法令も適用された。当時の沖縄が「法の雑居」地といわれた所以である。

他方、裁判所については、琉球政府・民裁判所として、琉球上訴裁判所、巡回裁判所、治安裁判所の制度が整えられた。しかしながら、これとは別に USCAR 裁判所があり、同裁判所は合衆国の安全、財産または利害に影響を及ぼす事件については沖縄住民に対しても裁判権を行使することができた。また、USCAR の高等弁務官は、琉球民裁判所の決定や判決について、任意に再審や停止、減刑、移送の権限を有していた。つまり、琉球民裁判所は琉球政府の立法院や行政府に対しては「司法権の独立」を守っていたが、USCAR の権限の下には置かれていた。このような、「法の雑居」と「二つの裁判所」という特異な状況下で、沖縄の「法と裁判」はいかなる発展をとげ、同時にいかなる問題を抱えていたのか。実は、この問題について裁判で具体的に争われた事例から当時の実態に迫る研究は少ない。なるほど、占領下の沖縄については、米による占領政策や本土復帰をめぐる外交交渉というテーマでは先行研究に厚い。河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』(1994)や宮里政玄『日米関係と沖縄 1945 - 1972』(2000)などが主要な著書としてあげられるほか、海外でも Sarantakes “Keynote: the American Occupation of Okinawa and U.S.-Japanese relations” (2000) や Kensei “Democracy betrayed: Okinawa under U.S. occupation” (2001) などの研究書が出版されている。しかし、具体的な裁判となると、琉球民裁判所については、実際に USCAR 裁判所への移送が問題となった「サンマ事件」(物品税法の課税物品表に記載されていないサンマにたいして課税することができるかどうか争われた事件)と「友利事件」(立法院議員選挙立候補者の当選が争われた事件)については先行研究が既にあり、また治安裁判所の管轄問題が浮上した池間事件(軽微な傷害事件を管轄するのは治裁か巡裁かが争われた事件)については当時の司法資料や年鑑などから既に世に知られているが、これらの幾つかの事件を例外として全容は掴めていない。

また、USCAR 裁判所については、同裁判所で陪審裁判が行われていたことが注目され、一般には、伊佐千尋『逆転 アメリカ支配下・沖縄の陪審裁判』(1977)などが知られているほか、日本弁護士連合会も『沖縄の陪審裁判：復帰前の沖縄陪審制の調査報告』(2000)をまとめている。本国においては大正 12 (1923) 年に「陪審法」が制定され、昭和 3 (1928) 年から陪審裁判が導入されたものの、昭和 18 (1943) 年に戦争の激化にともない制度を「停止」(現在も「廃止」ではなく「停止」中)するに至った。その陪審裁判を占領下の沖縄では依然行っていたということ、また、刑事裁判においてだけではなく民事裁判においても陪審裁判が導入されていたことは、本国との差異が際立つ点である。陪審員は英語の読み書きができることという条件が付されているものの、国籍条項はなかったため、沖縄の住民が選ばれることもあり、その模様が上記『逆転』にも紹介されている。ただし、USCAR 裁判所に関する事件記録は米国公文書館記録管理局に膨大に残されており、その一部はマイクロ化されて国立国会図書館や沖縄県公文書館に収められているものの内容分析という点ではこれまでほとんど研究が進んでいないのが現状である。

### 2. 研究の目的

本研究は占領下の沖縄 (1945 ~ 1972 年) における「法と裁判」について、米による軍政と琉球政府による民政 (自治) の相克を踏まえ、その実態を明らかにすることを目的とする。当時の沖縄は、「法」については、琉球列島米国民政府 (USCAR) の発する法令、琉球政府・立法院が制定する法令、明治憲法下の旧法令などが並存する「法の雑居」状態にあった。「裁判」については、琉球政府の司法機関たる琉球民裁判所と、USCAR 裁判所が存立し、USCAR の高等弁務官は琉球民裁判所の判決や決定につき、再審や減刑、移送の権限を有していた。軍政下の制限された自治の中で、沖縄の「法と裁判」がいかなるものであったか、二つの裁判所で争われた具体的な事件を手がかりに明らかにしてゆく。

### 3. 研究の方法

本研究では、先行研究が少ないゆえに、法令・判例・行政文書などの 1 次資料の調査・収集・分析を中心に行う。主として、国内においては、(1) 国立公文書館 (つくば分館) 所蔵の民事判決原本、(2) 沖縄県公文書館所蔵の沖縄民政府公報 (デジタル資料あり)、刑事判決原本、琉球民裁判所裁判官提供資料 (写真など)、(3) 法政大学沖縄文化研究所所蔵の「裁判所通達質疑応答集」ほか、海外においては (4) 米国国立公文書記録管理局 (NARA 本館-ワシントン DC、別館-メリーランド州) 所蔵の琉球列島米国民政府 (USCAR) 記録、(5) 英国国立公文書館 (National Archives) (ロンドン郊外) 所蔵の沖縄関係文書である。

(1) に関連し、琉球上訴裁判所の民事判決原本については、沖縄返還後、福岡高等裁判所に保管されていたものが、平成 23 (2011) 年に国立公文書館へ移管されている。同館所蔵の資

料と併せて、(4) 米国所蔵の琉球列島米国民政府記録のうち特に裁判記録について調査し、その法と裁判について明らかにする。

#### 4. 研究成果

本研究の総論的な目的は、占領下の沖縄(1945~1972年)における「法と裁判」について、米による軍政と琉球政府による民政(自治)の相克を踏まえ、その実態を明らかにするものである。当時の沖縄は、「法」については、琉球列島米国民政府(USCAR)の発する法令、琉球政府・立法院が制定する法令、明治憲法下の旧法令などが並存する「法の雑居」状態にあった。「裁判」については、琉球政府の司法機関たる琉球民裁判所と、USCAR 裁判所が存立し、USCAR の高等弁務官は琉球民裁判所の判決や決定につき、再審や停止、減刑、移送の権限を有していた。

<b>法の雑居</b>
琉球列島米国民政府 (USCAR) の布告・布令等
例：布告第12号「琉球民裁判所」(1952)
琉球政府・行政府により制定される立法・規則
例：「裁判所法」「裁判所法施行法」(1967)
大日本帝国憲法下の旧法令 例：民/刑事訴訟法
<b>2つの裁判所</b>
(米側) 琉球列島米国民政府 (USCAR) : 裁判所
上級審：上訴審裁判所
下級審：刑事裁判所 / 民事裁判所
(沖縄側) 琉球政府：琉球民裁判所
上級審：琉球上訴裁判所 (那覇)
下級審：巡回裁判所 治安裁判所

このような「法の雑居」と「二つの裁判所」という特異な状況下で、沖縄の「法と裁判」はいかなる問題を抱え、そこから発展を遂げてきたのか。裁判で具体的に争われた事例から当時の実情を明らかにする研究は少ない。琉球民裁判所から USCAR 裁判所への移送が問題となった「サンマ事件」や「友利事件」、また治安裁判所の管轄問題が浮上した「池間事件」などが世に知られているにすぎない。もう一つ USCAR 裁判所について述べるならば、陪審裁判が占領下の沖縄で行われていたという

こと、それも刑事裁判のみならず民事裁判においても行われていたことが先行研究によって明らかにされているにとどまる。

<b>【琉球民裁判所】</b> 1952年米国民政府布告第12号(琉球民裁判所制)
<b>治安裁判所</b> ...判事は民政副長官(後、高等弁務官)の事前の認可により群島知事(後、行政主席)によって任命。単独制。
刑) すべての逮捕抑留されている被疑者の事件の軽重を判定する予審審理を行う。 軽罪(1年を超えない期間の懲役または1万円以下の罰金)についての裁判権。
民) 訴訟目的物の価額が5万円を超えないすべての訴訟。那覇ほか10カ所
<b>巡回裁判所</b> ...判事は民政副長官の事前の認可により群島知事によって任命。
所内に所在する治安裁判所からの控訴事件および民事、刑事の第一審裁判権。単独判事または3人の判事(刑:死刑、無期懲役・禁錮に該当する事件、治安裁判所からの控訴事件)の合議で審判。中央・島尻・中頭・国頭の4カ所
<b>上訴裁判所</b> ...那覇市に所在。判事は民政長官が任命。首席判事 - 琉球民裁判所の包括的司法行政事務の責任を有する。5人の判事で構成(審判は3人以上の判事の合議制)。全巡回裁判所の判決決定および命令に対する上訴を審判。書面審理(法律審)
いずれの裁判所の判事も任期は不都合のない限り終身
1967年以降 高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所へ改組

本研究の調査は国内においては国立公文書館(琉球上訴裁判所「民事裁判原本」など)、沖縄

県公文書館（琉球政府文書など）、法政大学沖縄文化研究所図書閲覧室（公刊の判例集など）、海外においては米国立公文書記録管理局（NARA）（USCAR 文書など）を中心に行った。特に注目したのは USCAR 文書（RG260）で、国立国会図書館と沖縄県公文書館が既にマイクロフィルム化し公開していることから、日本国内でもその存在が知られている。しかし USCAR 文書のうち本研究と特に関わりのある法務局文書が両館で公開されるようになったのは最近（2018年）のことである。また、日米で公開基準が異なることから、米国で閲覧できる資料（原資料）が日本ではマスキングされていて閲覧できないものが多くある。

本研究の各論的部分としては、日本国内では閲覧できない資料を多く含む「Clemency Board Action Case Files」に注目する。占領下の沖縄で罪を犯した人々が、罪の赦しを求めて高等弁務官に対し様々な嘆願を行う。資料的には大半が英文資料であるが、一部日本語による嘆願書のほか、それに付随する判決抄本、戸籍謄本、前科調書、履歴書、診断書などが含まれている。業務上横領、選挙違反、漁業法違反、不法入域、売春（道徳に関する罪）など罪名は様々であるが公刊の判決集にはまず掲載されていない。しかし“先例としての価値に乏しい”これらの判決の中にこそ当時の沖縄（琉球）民の抱える問題が如実に現れていると思われる。罪を犯した人々が「前科を取消してほしい」と願う嘆願の理由も米人との婚姻であったり、南米への移民であったりと時代背景を映すものが多く興味深い。

\*例：Clemency Action Case Files, 1957 - 1967 Box147 より

「有罪判決取消嘆願書」（和文）

本籍 宮古郡平良市×××番地 住居 那覇市×××七番地

甲野夏子こと乙野春子 一九三五年 月 日

私はアメリカ合衆国西ヴァージニア州 A と一九五九年 月 日正式に結婚して那覇市長に届けました。私と夫との間には娘が一人生まれました。夫は現在ニューヨークで軍人としてつとめていますが一九五九年 月 日私を迎えるために来島しました。

夫の滞在は来る 月 日迄の期限付であります

このたび私と夫と娘の三名はアメリカに帰ることになりました。出発は 月 日の予定にしています。ところが私には過去において那覇治安裁判所において一九五五年 月 日道徳に対する罪によって罰金四〇〇円の前科があります。そのために私はアメリカに行くことについて大変困っています。私は真面目な沖縄市民であります。そして今度は立派なアメリカ市民になりたいと願っています。然し乍らそのためには右の罰金がじゃまになっております。私は今後はこのような悪いことは絶対にしないことを誓いますからどうか罰金の前科を取消して下さい。お願いいたします。

なお、夫の滞在期限が 月 日までとなっておりますので非常に急いでおります。

どうか 月 日頃までに取消の御返答を下さいますようお願いいたします

一九五九年 月 日 右 乙野春子 印

首席民政官殿

上記の嘆願書（和文）には、英文の ACTION UPON PETITION FOR PARDON (granted)、琉球政府行政首席 USCAR への書簡、判決抜粋、CENSUS REGISTER（戸籍）及び和文の前科調書（琉球上訴検察庁）判決抄本が付随している。この資料に見られるように、嘆願者が女性の場合、多くは米人と婚姻するため、または、婚姻により米国に渡航するため、「道徳による罪」（売春）による前科取消を嘆願するケースが多い。

ところでこれらの「嘆願」は認められることが多いのだろうか。関係資料全体を総覧して統

計的な処理を施し、結論を導くことは実は容易ではない。なぜなら、記録は紙のボックス 紙のフォルダ 各資料という形で保管されている（図表参照）が、嘆願者ごとの目次は部分的にしか存在せず、また前述した資料のように一件書類として内容的に揃っている場合もあれば、部分的な書類しか残っていない場合もあるからである（例：和文に相当する書類がない、英文に相当する書類がない、USCAR の裁定書類がない、など）。USCAR から米公文書館へ移管の過程で問題が生じたのか、その後の資料公開に際して撮影や閲覧利用の過程で生じたものか定かではないが、各文書の順番がバラバラになってしまったり本来一件ものであるはずの資料が泣き別れ状態になっていたりするものが存在する（この場合、パズルのようにあちらのボックス、こちらのボックスと関連する文書を探して繋ぎ合わせる必要が生じる）。さらに米国内においても（僅かではあるものの）非公開資料があることを考え併せると、断定は避けなければならない。但し、大まかな傾向をとらえるのであれば、1950年代に比べると60年代の方で嘆願が“denied”、すなわち認められないケースが増加している。



1960年代に入り嘆願が認められにくくなる理由については、判然としない。USCAR 側が作成した文書の中に結論部分は記されているものの、その結論に至るまでの理由が記されていないからである。現段階で推論するのは、ファイルに時おりスクラップされている新聞記事（占領期の沖縄で発行されていた英字新聞 Morning Star など）などから、

例えば米国人と琉球女性との婚姻が急速に増加した結果、これに警戒するような動きが出てきたことなどが伺える。また、「沖縄の帝王」とも呼ばれた高等弁務官の存在も無視できない。特に、時代的に重なる第3代高等弁務官ポール・W・キャラウェイの施政方針との関係は別に検討しなければならない課題である。

なお、Clemency Board（恩赦委員会）に関する資料は、日本国内においてその多くが「非公開」である。それは「沖縄県公文書館管理規則第4条により非公開」であり、複製物（マイクロフィルムやDVD資料）には「個人情報 80年以上：犯罪（○年） 年度以降公開」などと記されている（注：公文書の公開には「30年原則」があるが、罰金以下の犯罪歴については80年、禁錮以上の犯罪歴については110年を超える適切な年が公開の「目安」となっている）。他方で原資料を保存する米国国立公文書館（Archive II）ではそのほとんどがマスキングもされことなく公開されている。本研究においては国内における公開規則に配慮し、匿名化した上で資料紹介を行う。もっとも、米本国に行かなければ資料のほとんどを閲覧できない現状では本テーマに関する研究の活発化は困難な状況にあるといえる。そしてまた国内における利用が全面解禁となる今から更に20年後以降において本テーマが人々の記憶からもはや忘れ去られてしまっていることを危惧する。本研究が、戦争を知らない世代、さらには占領下の沖縄を知らない世代の人々に少しでも当時の沖縄の「法と裁判」を知らせるものとなることを願う。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計3件)

中網栄美子「(第13分科会 法の歴史研究と法情報学)日本法制史の分野から」  
情報ネットワーク法学会第16回研究大会 2016年

中網栄美子「裁判記録の公開：“時の経過を考慮してもなお”利用が制限される公文書に  
関する一考察」日本アーカイブズ学会2017年度大会 2017年

中網栄美子「占領期沖縄における『前科』と『赦免』」法制史学会第71回総会 2019年  
〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：中網 栄美子

ローマ字氏名：NAKAAMI, Emiko

所属研究機関名：秀明大学

部局名：学校教師学部

職名：専任講師

研究者番号(8桁)：10409724

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。